

資料 2

別記様式（第7条関係）

記者会見連絡票

所属部署（ 企画政策課 ）

タイトル
桜マイスター認定制度について
概要（発表内容を簡単に記入してください。）
平成 29 年度より「桜マイスター認定制度」を新設しました。桜マイスターとは、桜に関する優れた知識の保持者で、桜の郷づくりの推進及び簡易な剪定・施肥及び害虫駆除などの桜守活動を行うさくら市が認定する「桜守」のことを言います。桜マイスターには「桜マイスター認定証」と「腕章」が授与されます。
内容（発表内容のポイントを記入してください。別紙資料でも可能。）
「桜マイスター」とは、桜に関する優れた知識の保持者で、桜の郷づくりの推進及び簡易な剪定・施肥及び害虫駆除などの桜守活動を行うさくら市が認定する「桜守」のことを言います。 ○目 的：さくら市の桜の魅力を市内外に広め、桜の郷づくりの推進及び桜守活動の更なる発展を目的とする。 ○適 用 期 日：平成 29 年 4 月 1 日 ○対 象 者：下記の①～③の要件を満たす者 ①桜守ネットワーク会員である者 ②市が開催する桜守養成講座（施肥作業や桜見本園研修など）を通算 3 回以上受講した者 ③桜の簡易な剪定・施肥及び害虫駆除等の作業を適切に実施できる者 ○活 動 内 容：1 桜の郷づくりの推進 2 桜守活動（市が所有又は管理する土地に植栽されている桜、及び市が指定する桜に対し、簡易な剪定・施肥及び害虫駆除等の作業を行う。） ○申 請 方 法：桜マイスター認定申請書を企画政策課に提出する。 ○そ の 他：桜マイスターには「桜マイスター認定証」と「腕章」が授与される。
本件に関する報道機関からのお問い合わせ先（所属、担当者名、電話番号）
総務部企画政策課 TEL 028-681-1113

※ 1 案件ごと 1 枚作成してください。